

随意契約理由

令和 7 年(2025 年)6 月 5 日

契約担当課名	都市計画推進部都市整備課
発注担当課名	都市計画推進部都市整備課
契約名称	令和 7 年度庄内駅周辺まちづくり検討調査業務委託
契約内容	令和 7 年度庄内駅周辺まちづくり検討調査業務一式
契約締結日 及び契約期間	令和 7 年(2025 年)6 月 5 日 令和 7 年(2025 年)6 月 5 日から令和 8 年(2026 年)3 月 31 日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪市北区天満 4 丁目 3 番 5 号 中之島岡田ビル 株式会社 都市・計画・設計研究所 大阪事務所
契約金額	¥3,630,000
随意契約理由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 6 号に該当) 本業務は、住民や民間事業者が魅力とを感じるまちの将来像としての庄内駅周辺まちづくり構想案の策定を目的とするものです。 本業務遂行にあたっては庄内駅周辺の状況等に精通しているほか、過年度の検討経過、内容を十分把握している必要があります。 株式会社都市・計画・設計研究所大阪事務所は、「令和 6 年度庄内駅周辺まちづくり検討調査支援業務委託」をプロポーザル方式により受託しており、当地区の各種検討を行い、駅周辺の状況や検討経過等を詳細に把握しています。 このことから、当該業者に委託することにより、現況調査などの費用の一部が削減され、業務も円滑に行うことが可能となることで履行期間の短縮となるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号により随意契約を行うものです。